

# 玉掛け技能講習のご案内 (登録第2号)



## 福岡中央労働基準協会

つり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上の玉掛けの業務は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。 そこで、当協会では本年も次の要領で標記講習を実施いたします。  
なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

### 記

**受講資格** 満18才以上の方

**実施日** 別紙の日程をご確認下さい。  
**会場** (公社)福岡県労働基準協会連合会 筑紫野会場  
筑紫野市山家2080-24  
(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場  
北九州市戸畑区中原46-1

### 受講料・講習時間

受講料	受講区分	時間(区分)
18,510円 (消費税含む)	・クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン、小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (*1)	15H
18,510円 (消費税含む)	・クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6月以上就いた経験を有する者 (*2)	16H
21,600円 (消費税含む)	・上記以外(全科目受講)の方	19H

**テキスト代** 1,640円 (消費税含む)

**申込方法** ・お電話にて定員の空き状況を確認のうえ、先にご予約願います。  
・技能講習申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～③を添えて申込み下さい。

- ①証明写真1枚(横2.4cm×縦3.0cm、不鮮明な写真不可、無帽・無背景)※申込書に貼付
- ②記載事項確認書類のコピー《当日原本を確認いたします》  
(自動車運転免許証若しくは交付後6ヶ月以内の個人番号が記載されていない住民票、在留カード等のいずれか)
- ③ (\*1)に該当する方は、それを証明する資格証の写し《当日原本を確認いたします》  
(\*2)に該当する方は、玉掛け実務経験証明(別紙)

・受講料及びテキスト代は下記口座へ、講習開始一週間前までにお振込み下さい。  
※助成金ご利用の場合は、振込先が異なりますので、お問合せ下さい。

振込先 (※振込手数料は、ご負担ください。)

西日本シティ銀行 天神支店 (普通) 2751736  
公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 福岡中央支部

・受講票は受講日の10日前頃にFAXします。(個人申込みの方は郵送します)  
一週間前になっても受講票が届かない場合は当協会までお問合せください。

**その他** ※既納の受講料は原則としてお返しいたしませんのでご了承下さい。  
※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては、講習会以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

**申込先** 福岡中央労働基準協会  
〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23赤坂弁護士ビル5F  
電話(092)711-9132 FAX(092)731-8839

### 建設労働者確保育成助成金ご利用のすすめ

(2018年2月現在)

◆平成29年4月以降の講習より、講習開始1週間前までに事前の届け出が必須です。

注意1 助成金を利用して講習を申込みの際は、必ず事前にお問合せ下さい。

注意2 1週間前までに労働局へ届け出をしていない場合は、助成金をご利用できませんので、ご注意ください。

- ・建設業の登録業者であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12/1,000であること。
- ・講習を受ける者が被保険者であること。

#### [助成額]

- ・経費助成(受講料等)税込み額×80%
- ・資金助成(日当)8,000円×3日

## 玉掛け実務経験証明

補助作業の期間：昭・平\_\_年\_\_月\_\_日～昭・平\_\_年\_\_月\_\_日

クレーンの種類：天井・移動式・デリック・揚貨装置・床上・小型移動式

形 式：つり荷重\_\_トン～\_\_トンのクレーン

荷の種類及び形状：\_\_\_\_\_

玉掛け作業者の氏名：\_\_\_\_\_の補助作業をした。

玉掛けの補助作業の実務経験は、上記の通り相違ありません。

受講者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

※本人直筆の場合は捺印不要

上記の申請者が玉掛けの補助作業の実務について証明いたします。

平成\_\_年\_\_月\_\_日

事業所名：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_ (印)

事業者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

※自己証明不可

注)

- 1.クレーン等の種類又は形状とは、天井走行クレーン、ジブクレーン、橋形クレーントラッククレーン、ホイールクレーン等をいう。
- 2.荷の種類とは、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)  
荷の形状とは、鋼板、鋼管、棒鋼、形鋼、鋼材加工品、ヒューム管、PC杭、機械部品、電気部品、その他などをいう。